平成24年4月1日告示第36号

(目的)

第1条 この告示は、壱岐市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号) 第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)の成績評定(以 下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図 り、もって工事に関する技術水準の向上、請負業者の適正な選定及び指導育 成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の最終請負金額が500万円以上の工事とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の出来形及び品質等について行うものとする。

(評定者)

- 第4条 前条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、工事の検査を行 う者(以下「検査職員」という。)及び監督を行う者(監督職員)とする。 (評定の方法)
- 第5条 評定は、工事成績評定調書(様式第1号)により、工事及び評定者ご とに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 受注者から、当該工事における高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(土木) (様式第2号) の提出があった場合は、これを考慮して評定を行うものとする。

(評定の通知)

第6条 市長は、工事の完成に伴う検査後、速やかに受注者に対して、評定点が65点以上の場合は、工事成績評定通知書(様式第3-1号)により、評

定点が65点未満の場合は、工事成績評定通知書(様式第3-2号)により、 評定結果を通知するものとする。

- 2 工事成績評定通知書の再交付は行わないものとする。(説明請求等)
- 第7条 前条第1項の工事成績評定通知書(様式第3-2号)により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定結果(説明・再説明)請求書(様式第4号)により、評定点の内容について説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項による説明を求められた場合には、検査職員の意見を聴取し、 その結果を工事成績評定結果(説明・再説明)請求に関する回答書(様式第 5号)により、速やかに回答するものとする。

(再説明請求等)

- 第8条 前条第2項による回答を受けた者は、通知を受けた日から起算して1 4日以内に工事成績評定結果(説明・再説明)請求書(様式第4号)により、 評定点の内容について再説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項による再説明を求められた場合には、壱岐市建設工事等指名 審査委員会に意見を求め、その結果を工事成績評定結果(説明・再説明)請 求に関する回答書(様式第5号)により、速やかに回答するものとする。

(評定の公表)

- 第9条 評定結果については、工事成績評定結果(様式第6号)により公表を 行うものとする。
- 2 評定結果は四半期ごとに公表することとし、公表期間は公表の日から1箇月とする。
- 3 公表を行った評定結果についての問い合わせは、原則として受け付けないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、工事成績評定の運用に関し必要な事

項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

工事成績評定調書(土木工事)

						т.	事成績			上小.	エザノ							月 日	作成
工事番号	受	注者名					現	場代理	٨.					_	工事主管		壱岐市		110
工事名															金額(前				μ
工期 (最終)	年 月 日 ~		年	月	Ħ	完	成年月	H		年	J	1	日	1	検査年月	Ħ	年	月	H
考查項目		監督員			主任監督員			検査員											
~	軍 県 日	氏名					氏名					氏名							
項目	細別	a	ь	С	d	e	a	ь	С	d	е	a	ь	С	d	e	細目別評定点	満点	X.
. Marie Mater	I. 施工体制一般		+2.5	0	-5	-10											点	2.9	A
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者	+5	+2.5	0	-5	-10											点	5. 7	Å
	I. 施工管理		+2.5	0	-5	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	点	8. 6	Å
2. 施工状况	Ⅱ. 工程管理	+5	+2.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-7.5	-15						点	11.4	Ř
2. METAKOL	Ⅲ. 安全対策	+5	+2.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-7.5	-15						点	11.4	A
	IV. 対外関係	+5	+2.5	0	-5	-10											点	5. 7	Ř
	I. 出来形	+5	+2.5	0	-2.5	-5						+10	+5	0	-10	-20	点	17.1	A
 出来形及び 出来ばえ 	II. 品質	+5	+2.5	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	点	22.9	Å
шини	Ⅲ. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		点	5. 7	Å
4. 創意工夫	I. 創意工夫						+	(7)	0								点	4.0	Æ
5. 社会性等	I. 地域への貢献等						+	(8)	0								点	4.6	Å
加減点合計(1+2	+3+4+5)	±				点	±				点	±				点			
評定点(65±加海	R点合計)※1	0				点	2				点	3)			点			
6. 評定点計				点	(0	0 × #LC	. 4+2)杰×0.	2+3	λ£×0.	4)								k
7. 高度技術	1. 高度技術力						+	(13)	0								点	13.0	Æ
8. 評定点計(6+	・7) ※2			故															Å
9. 法令遵守等														0	-	(-20)	点	-20.0	Æ
10.総合評価履行(技術提案による審査の場合の み)														0	-	(-10)	点	-10, 0	
11. 評定点計 (9+10)				点															A.
12. 評定点合計(8+11)				点															
所 見※3		(監督	ř員)				(主任監督員)			(検査員)									

^{※1} 各評価点は小鉄第1位まで記入する。 ※2 8の評定点が100点を超える場合は、100点を上限とする。 ※3 所見は減点項目があった場合記入する。 : 記入億所

様式第2号(第5条関係)

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(土木)

工事名		受注者					
項 目	評 価 内 容	備	考				
□高度技術	□施工規模						
工事全体を通	□構造物固有	複雑な形状の構	靠 造物				
して他の類似		・既設構造物の補	前強、特殊な撤去工事				
工事に比べて	□技術固有	・特殊な工種及び					
特異な技術力		147-1-0	iを含む)及び新材料の適				
1774 0.1241175		用	(200) (200) (10)				
	□自然・地盤条件	・湧水、地下水の	影響				
		· 軟弱地盤、支持	・ 歩地盤の状況				
		制約の厳しいエ	事用道路、作業スペース				
		等					
		気象状況の影響	5				
		・地すべり、急流河川、潮流等、動植物等					
	□周辺環境等、社会条件	・埋設物等の地中					
			建築物等の近接施工				
		P 17 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	《質汚濁等環境対策				
			別約、現道上の交通規制				
		• 廃棄物処理	が、 50度工ッス <u>返</u> が 同				
	□現場での対応	・災害等での臨機	参の処理				
		・施工状況(条件)の変化への対応					
	 □その他	地工机记 (木)	17 47 20 16 47 77 76				
□創意工夫	□準備・後片付け						
「高度技術」で	□施工関係	・施工に伴う機構	战、器具、工具、装置類				
評価するほど		· 二次製品、代档	特製品の利用				
でない軽微な		・施工方法の工夫	₹				
工夫		・施工環境の改善	ž.				
		仮設計画の改善					
		・施工管理、品質	賃管理の工夫				
	□品質関係						
	□安全衛生関係	・安全施設、仮影	は備の配慮				
		· 安全教育、講習	3会、パトロールの工夫				
		作業関係の改善					
		交通事故防止の					
	□施工管理関係						
	□その他						
□社会性等	□地域への貢献等	・地域の自然環境	6保全、動植物の保護				
地域や住民に		・現場環境の地域	以への調和				
対する貢献			1ミニュケーション				
		・ボランティアの					
			2 4/1 M				

- 1. 該当する項目に〇印を記入すること。
- 2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙(説明資料)を添付すること。

(別紙)

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工事名	
項目	評価内容
提案内容	
(説 明)	
(添付図)	

説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

年 月 日

印

様

壱岐市長

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、壱岐市建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

記

1. 工 事 番 号 第 号

2. 工 事 名

3. 工 期 年月日~ 年月日

4. 完成年月日年 月 日5. 検査年月日年 月 日

6. 成績評定

	評定頃日	細目評定点	満点
施工体制	施工体制一般	点	2.9 点
旭工作的	配置技術者	点	5.7 点
	施工管理	点	8.6 点
施工状況	工程管理	点	11.4 点
加工4人7亿	安全対策	点	11.4 点
	対外関係	点	5.7 点
出来形及び出来ば	出来形	点	17.1 点
1 え	品質	点	22.9 点
~	出来ばえ	点	5.7 点
創意工夫	創意工夫(加点のみ)	点	4.0 点
社会性等	地域への貢献等(加点のみ)	点	46点
	評定点計	点	100.0 点
高度技術	高度技術力(加点のみ)	点	13.0 点
	評定点計※	点	100.0 点
法令遵守等(減点の	点	(評定点)	
総合評価履行(減点	点		
	点		
	評定点合計	点	

[※]評定点計が 100 点を超える場合は 100 点

注) 工事成績評定通知書の再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

様

壱岐市長

印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、壱岐市建設工事成績評定要領に基づき評定した結 果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときには、この通知を受けた日から14日(休日 を含む)以内に、壱岐市長に対して、書面により説明を求めることができます。

記

1. 工事番号 뭉 第

2. I 名

3.

年 月 月 日 工 期 日 年 月 日

4. 完成年月日 5. 検査年月日

年 月 日

6. 成績評定

	評定頃日	細目評定点	満点
施工体制	施工体制一般	点	2.9 点
旭工作的	配置技術者	点	5.7 点
	施工管理	点	8.6 点
施工状況	工程管理	点	11.4 点
旭工状况	安全対策	点	11.4 点
	対外関係	点	5.7 点
出来形及び出来ば	出来形	点	17.1 点
一直未形及い面来は え	品質	点	22.9 点
~	出来ばえ	点	5.7 点
創意工夫	創意工夫(加点のみ)	点	4.0 点
社会性等	地域への貢献等(加点のみ)	点	46点
	評定点計	点	100.0 点
高度技術	高度技術力(加点のみ)	点	13.0 点
	評定点計※	点	100.0 点
法令遵守等(減点の	点	(評定点)	
総合評価履行(減点	点		
	点		
	評定点合計	点	

※評定点計が 100 点を超える場合は 100 点

7. 「工事成績評定結果(説明・再説明)請求書(様式第5号)」送付先

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562番地

壱岐市 総務部 財政課 (TEL 0920-48-1111)

※「工事成績評定結果(説明・再説明)請求書在中」と封筒に朱書きして下さい。

8. 工事成績 65 点未満を受けた場合の入札参加規制について

工事成績65点未満の場合は、工事成績通知日の翌日から起算して30日間(ただし、既 に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、入札参加規制期間から、指名停止を受けた期間を滅じる) は、入札参加規制を行います。

注)工事成績評定通知書の再発行はできませんので、大切に保管して下さい。

様式第4号(第7条及び第8条関係)

年 月 日

壱岐市長 様

住 所 商号又は名称 代表者氏名

囙

工事成績評定結果(説明・再説明)請求書

当社が受注した下記工事について、工事成績評定に疑義があるため下記の内容について説明をお願いします。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 質問内容

注意) 1. 説明・再説明のうち不要な方を消去する。

2. 送付先 〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 壱岐市 総務部 財政課

年 月 日

商号又は名称

代表者

壱岐市長 印

工事成績評定結果(説明・再説明)請求に関する回答書

様

年 月 日付けで (説明・再説明) を求められた内容について下記のと おり回答します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 回答内容

年 月 日

工 事 成 績 評 定 結 果

年 月~ 年 月 分(第 四半期)

No.	工事番号	エ	事	名	業	者	名	評定点

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3-1号(第6条関係)

様式第3-2号(第6条関係)

様式第4号(第7条及び第8条関係)

様式第5号(第7条及び第8条関係)

様式第6号(第9条関係)